

第2回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会
第3回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会
議事録

開催日時：2023年1月13日（金）13:30～16:30

場 所：Web 会議

【議題】

- (1) 自然共生サイト（仮称）と経済的インセンティブ等との関係について
- (2) 自然共生サイト（仮称）認定の試行について
- (3) 経済的インセンティブ等の検討状況とインセンティブ制度（素案）について
- (4) その他

【資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 自然共生サイト（仮称）と経済的インセンティブ等との関係について
- ・ 資料2-1 自然共生サイト（仮称）認定の試行（後期）と試行を踏まえた対応について
- ・ 資料2-2 自然共生サイト（仮称）試行後期協力サイト概要
- ・ 資料2-3 自然共生サイト（仮称）認定基準（案）
- ・ 資料3-1 経済的インセンティブ等検討会（第3回）の論点
- ・ 資料3-2 自然共生サイト（仮称）に係るインセンティブ制度（素案）

1. 開会

- **事務局・河野** ただいまより、第2回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会及び第3回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会の合同会議を開催します。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、いであ株式会社の河野です。よろしくお願ひします。

本日の検討会は、Web 会議での開催となっており、委員の皆様にはオンラインで御出席いただいています。また、傍聴希望の御登録をいただいた皆様に傍聴いただいていますので、よろしくお願ひします。

初めに、環境省自然環境局の奥田直久局長より開会の御挨拶を頂きます。

- **奥田局長** こんにちは。自然環境局長の奥田です。本日はお忙しい中、この検討会に御出席いただき誠にありがとうございます。

今回 2 つの検討会、OECM の設定・管理の推進に関する検討会と 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会、これを合同開催とさせていただきました。それぞれ昨年 9 月、7 月に始めて、2 回目、3 回目の開催となります。

その間昨年 12 月には、私も大臣と一緒に出席しましたが、カナダのモントリオールで生物多様性条約第 15 回締約国会議、COP15 第二部が開催されたところです。そこで 2030 年までの世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されたことは皆様御承知のことと思います。その主要な目標の 1 つとして、30by30 目標も位置づけられ、まさにこの 2 つの検討会のベースとなる世界目標が決定されたわけです。

このため、今年は 30by30 目標の達成に向けて新たなスタートを切る非常に重要な年となります。新たな世界目標の採択を受けて、まずは我が国における生物多様性の保全、持続可能な利用に向けた指針である生物多様性国家戦略を、本年 3 月末までに改定したいと考えているところです。

そして自然共生サイトの認定を、今年度実施した試行の結果を踏まえて、新年度からいよいよ正式に開始します。この自然共生サイトの認定を促していくためには、経済的なインセンティブなどによる支援も重要であることは言うまでもないことかと思ひます。今回合同開催としたのは、それぞれの実施を共有して、さらにそれぞれの検討を深めていくその意義は極めて大きく、必要であると考えたからです。

今回、石井座長を初め 17 名の委員の方に御出席いただいています。皆様にはお忙しい中、また限られた時間ではありますが、忌憚なき御意見を頂くようお願い申し上げますとともに、御出席を感謝申し上げます。

最後になりますが、本日は傍聴の方々も含めて 400 名を超える非常に多くの方々には御参加いただいていると聞いています。改めてそれぞれの参加者に御礼を

申し上げます、私からの冒頭の挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

- **事務局・河野** 続きましてお手元の資料確認です。議事次第の記載の資料一覧について不足の資料がありましたらお知らせください。

続いて出席者の紹介です。初めに OECM の設定・管理の推進に関する検討会委員の皆様を御紹介します。

大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井実委員です。

- **石井委員** 石井です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 続いて慶應義塾大学環境情報学部学部長・教授の一ノ瀬友博委員です。
- **一ノ瀬委員** 一ノ瀬です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 続いて NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。

続いて株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所エグゼクティブフェローの竹ヶ原啓介委員です。

- **竹ヶ原委員** 竹ヶ原です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 一般財団法人林業経済研究所所長の土屋俊幸委員です。
- **土屋委員** 土屋です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** NPO 法人いわて地域づくり支援センター代表理事で、岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員です。
- **広田委員** 広田です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門海洋生物環境影響研究センターセンター長の藤倉克則委員です。
- **藤倉委員** 藤倉と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所主任研究員の森田香菜子委員です。森田委員には、30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会の委員も兼任されております。
- **森田委員** 森田です。よろしくお願ひします。
- **事務局・河野** 東京大学大学院農学生命科学研究科教授の八木信行委員です。
- **八木委員** 八木です。よろしくお願ひします。

- **事務局・河野** 続いて国連大学サステナビリティ高等研究所シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- **渡辺委員** 渡辺です。よろしくお願いします。
- **事務局・河野** 続いて、30by30に係る経済的インセンティブ等検討会委員の皆様を紹介します。
- **事務局・河野** 国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域生物多様性評価・予測研究室室長の角谷拓委員です。
- **角谷委員** 角谷です。よろしくお願いします。
- **事務局・河野** 三井住友信託銀行株式会社経営企画部サステナビリティ推進部 Technology Based Finance チームの後藤文昭委員です。
- **後藤委員** 後藤です。よろしくお願いします。
- **事務局・河野** 神戸大学・大学院人間発達環境学研究科教授の佐藤真行委員です。
- **佐藤委員** 佐藤です。よろしくお願いします。
- **事務局・河野** 公益財団法人日本自然保護協会 OECM タスクフォース室室長の高川晋一委員です。
- **高川委員** 高川です。本日はよろしくお願いします。
- **事務局・河野** 続いて経団連自然保護協議会事務局長の長谷川雅巳委員です。
- **長谷川委員** 長谷川です。本日はよろしくお願いします。
- **事務局・河野** 続いてMS&AD インシュアランスグループ総合企画部サステナビリティ推進室 TNFD 専任 SVP の原口真委員です。
- **事務局・河野** 続いて生物多様性自治体ネットワーク事務局で名古屋市環境局環境企画課の森匡司委員です。
- **森委員** 森です。よろしくお願いします。
- **事務局・河野** また議事次第にありますように、事務局の他、関係省庁からもオブザーバー参加いただいています。

本日は2つの検討会の合同開催ですが、座長についてはOECM検討会の座長の石井委員にお願いしたいと思います。石井委員よろしくお願いします。

次は会議の進め方です。会議の進め方については事前に資料をお送りしているため、改めての説明は省略します。本会議においては、委員、オブザーバーの皆様は、御質問がありましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでし

ようか」とお声がけください。なお、傍聴の皆様は御発言いただくことはできませんので、御了承ください。

2. 議題

- **事務局・河野** それでは議事に移ります。これからの進行は石井座長にお願いいたします。石井座長よろしくお願ひいたします。
- **石井座長** 石井です。よろしくお願ひいたします。僭越ですが、進行役を務めます。活発な御議論をお願ひいたします。

本日はその他を含めて4件の議題があることと、先ほどの紹介でお分りのように、多数の委員がおられますので、御意見、御質問はできるだけ簡潔にお願ひできればと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは議事次第に従って進めます。議事(1)、自然共生サイト(仮称)と経済的インセンティブ等との関係について、事務局から説明をお願ひいたします。

- **小林課長補佐** 本年もどうぞよろしくお願ひいたします。環境省小林です。

本日は2つの検討会の合同開催になりますので、まず認識の共有をしたいと思ひます。その上で議事(2)(3)の検討に進みたいと思っておりますので、まず議事(1)は認識合わせ、趣旨説明となります。

12月に開催されたCOP15について説明します。2030年までの新たな世界目標、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択されました。

また、GEFの中にグローバル生物多様性枠組資金が設置されたり、遺伝資源に係るデジタル配列情報の利用に係る利益配分について、多数国間メカニズムの設置を含めて検討していくことなどが成果としてありました。

昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造ですが、2050のビジョンとゴール、そして2030のミッション、そして2030の23から成るターゲットが枠組として採択されました。このうち赤でハイライトしているターゲット3が30by30、これも目標に無事盛り込まれました。

御存知のとおり30by30目標、ポイントは陸と海の30%以上を保護地域とOECMで保全管理していく、これが世界目標に盛り込まれたということになります。この世界目標採択に先駆け、日本では昨年4月に30by30ロードマップを公表しています。

こちらが目標を達成するための取組の相関図になります。

この中で本日は青くハイライトした部分、自然共生サイトとインセンティブの2つを検討していきたいと思っています。

今年度このような体制で検討を進めてきました。まず自然共生サイトについて試行の審査を進める審査委員会、そして今年度は主に自然共生サイトの検討を進めている OECM 検討会、そしてインセンティブの検討会です。

こちらにもう1つ見える化の検討会もあります。見える化については議論が開始したばかりのため、今日は報告がありませんが、また報告できるタイミングで報告をしたいと思っています。

自然共生サイトとは一体何なのかはこれまでも説明していますが、改めて説明したいと思います。自然共生サイトは、民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を認定するものです。ポイントは、保護地域の内外を問わずということですので。つまり、保護地域にあるかどうかに関わらず自然共生サイトに認定していく。認定したうち保護地域との重複を除いた部分を OECM として登録していく、このような構造になっています。

OECM には一体何が含まれるのかということも改めて説明します。過去の検討会で説明した内容で重複して恐縮ですが、まず陸は大きく3つ、保護地域との重複を除いた自然共生サイトの区域、既存の民間認証制度など団体との連携協定によるもの、そして森林、河川、都市の緑地など、国の制度に基づく管理区域です。

海は沿岸と沖合で分けています。沿岸は自然共生サイト。沖合が国の制度に基づく区域。

こちらは、保護地域、OECM、自然共生サイトの関係を図で簡易的に表したものです。自然共生サイトは保護地域内外問わず認定していったら、保護地域になっていないところを OECM として整理していくというものです。

なぜ合同で検討会をやるかですが、自然共生サイトというのは、認定を契機として、その価値が国内外に広く認知されていく可能性があります。そして認定後価値の維持そして質の向上・管理が継続されることにより図られることをすごく期待しています。

一方で、民間による取組もあり、価値の維持、質の向上、つまり管理を継続したり管理をプラスしていくことは、それに対するインセンティブが非常に重要で

す。そのため本年度先ほどの組織図にあったように、インセンティブに特化した検討会で検討を進めてきました。

これまでインセンティブ検討会第1回、第2回と検討会を行ってきて、まだイメージに近い部分ですが素案という形で、このような方向でどうかというものを本日用意しました。

自然共生サイトとインセンティブは表裏一体というか、一緒に連携して同じ方向に進む必要があるので、このタイミングでぜひ合同で検討して議論を深めていきたいと思います。議事(1)についての説明は以上です。よろしくお願いします。

- **石井座長** 小林補佐から御説明いただきました。御存知のことが多い部分ではないかと思いますが、ただいまの説明に対して御質問、御意見ありましたらお願いします。先ほどありましたように画面の下に手のひらマークがあるので、これを押し込む形で挙手をしていただくと私からは分かりやすいので、何かありましたらお願いします。

特になければ先に進みます。議事(2)自然共生サイト(仮称)の試行についてです。これについても小林補佐から説明をお願いします。

- **小林課長補佐** 自然共生サイト認定の試行(後期)と試行を踏まえた対応について説明します。

報告の前に、検討会は今年度3回あります。本日が第2回目であり合同で開催しています。OECMの検討会についてですが3月にもう1回予定しています。よろしくお願いします。

試行後期の報告です。試行後期は全部で33サイト、今年の秋9月から冬にかけて実施しました。詳細のサイトは資料2-2にまとめています。幾つかの写真でイメージを御覧いただければと思っています。スライドのみですが、共有します。

幾つかの事例ということで、例えば大学の研究林や工場の緑地帯、クヌギの植林地、里山的な環境、都市公園、これも企業の都市の中の1つの緑地帯です。そしてこれはワインのブドウ畑や里地里山、水源の森、廃棄物跡場を利用したビオトープです。今日はお時間の都合上全ての御紹介を省きますが、33サイトそれぞれ特徴があって、非常に魅力的なサイトばかりです。ぜひお時間のある際に資料2-2を御覧いただければ、自然共生サイトのイメージが湧くと思います。

私から試行の結果を申し上げます。審査委員会を実施して審査の結果、試行結

果として基本的に認定相当であろうという判断になっています。一方で、例えばサイトの情報、生物多様性の情報が不足しているとか、管理計画やモニタリング計画が簡単でいいので何かあった方がいい、まだ改善の余地があるという指摘がありました。そのような指摘のあった部分については、今回は試行なので、正式申請に向けて今後申請者によって指摘への対応がなされることを期待したいと考えています。これが結果です。

どのような意見・指摘があったのかを報告します。試行後期に対する主な意見、指摘です。

先ほどの話にもあったように、申請サイト自体の情報、管理計画が整っていることが重要です。

周辺地域との位置関係、周辺地域と比較してどのような特徴があるのかが重要です。

近年里山であった場所を開発し造成した緑地については、周辺地域との過去の経緯に留意することが必要です。

新たに造った場所で、例えばこのような種が見つかった、その見つかったものみに着目するのではなく、例えばそこで自然繁殖できているのか、定着しているか、いわゆるトラップになっていないかどうか留意することが必要だという指摘もありました。

下の2つは今後認定されていくこと、OECMに登録されることによりどういう情報が公開されるのかの整理が必要であること、申請者に対して基準の考え方を分かりやすく伝えることが重要との指摘を頂いています。

こちらは比較的前向きな御意見と思ってまとめています。ボトムアップの仕組みなので、申請-認定可能な場所からまず進めていきます。最初は虫食いの状態かもしれないが、そのようなところを増やすことで地域が認識していき、それが周辺地域にドミノやオセロのように広がり、生態系全体として保全をしていくような取組を期待したいです。

特に、企業における指摘でしたが、単なる地域貢献やCSRではなく、企業が保有する技術や強み、例えば光害防止シートやセンサーでのモニタリングでリアルタイム観測や、そのような企業の技術をサイト保全に活かしていき、それが本来業務に結びつくことでさらなる発展展開が期待できるのではないのでしょうか。

それが ESG 投資になり地域の活性化になることが期待でき、自然共生認定を行ったきっかけに、それに携わる担当者の取組が本来業務と結びつくことで、組織内で高く評価されることも期待できるという指摘がありました。

試行で前期・後期合わせて 56 サイト事例ができたわけですが、これは非常に効果的でした。来年度からの正式運用を含めてぜひ事例を今後も蓄積していくことが非常に重要だという御指摘がありました。以上が試行後期です。

参考までに、前期にどのような意見があったか再掲します。モニタリングの重要性。目的・ゴールを踏まえること、簡易的な手法が必要である。申請前・認定後におけるいわゆる伴走支援・サポート体制を充実させていくことも重要だ。それから現地確認をどうするのか。外来種問題などのネガティブ情報も入手して、それに対する改善策を考えていくことも必要である。そして本日の議題 (3) にあるようにインセンティブの話。普及啓発・理解醸成が重要である、このような御意見を頂きました。以上が試行の報告です。

続いて試行を実施してどうしていくかの方向性について説明します。

まず基準です。認定基準 (案) については、試行結果特に試行後期を踏まえて表現の適正化以外特に修正は必要ないと考えています。一方で、申請者に分かりやすくするようにとか、審査の観点で申請や審査のマニュアルというものを充実させていくことが重要と考えています。

手続の簡素化や審査の効率化のため、添付資料の一部簡素化や分かりやすくする修正は行いたいと思います。これらをもとに修正したものが本日資料 2-3 で細かくつけていますが、申し上げたように基準は特に変更しておりません。ぜひ来年度からの正式運用については、資料 2-3 の認定基準を用いていくこととしたいと思います。

正式運用に向けて名称についてです。これまで仮称をつけていましたが、仮称を外して「自然共生サイト」でいきたいと考えています。国が認定する民間の取組の区域を自然共生サイトと呼びたいと思います。

スケジュールは 4 月早々に開始したいと思います。前期後期の 2 回、そして申請認定プロセスは試行後期で実施したプロセスをベースにしたいと思います。皆様のお手元資料ですとスライド 12 以降を参照につけていますので、後ほど御覧ください。

認定後は5年を目処に状況の確認（点検）を想定していきたいと思います。また認定者は30by30 アライアンスメンバーにもなって欲しいと思っています。このような流れを当面は国直轄で運用していった課題点を洗い出し、より効率的・効果的な仕組み、体制になるような改善を引き続き図っていききたいと思います。

正式運用における試行サイトの扱いについてです。試行に協力いただいた方には、4月以降の正式運用以降に正式申請するかどうかの意向を確認したいと思います。意向があればその旨審査委員会に報告し、正式な判断を頂きたいと思いません。

試行実施以降に指摘への対応など改善を図った場合は、その内容も併せて審査委員会に報告して、管理や質のさらなる向上を進めていきたいと考えています。

試行から見えてきた重要なポイントは、認定基準を大きく分けた4つの区分に対応していますが、区域が確定しているかどうか、土地所有者・管理責任者の同意、申請区域サイトの情報、管理措置の内容、このあたりが整っているかどうかの基本として重要になると考えています。

最後にワールドデータベース、国際 OECM データベースに登録するいわゆる公開情報は何かということについて説明します。

サイトごとの必須項目としては、名前、場所、面積、認定年になっています。非常にシンプルだと思います。一方でこれは OECM の国際データベースに登録する情報ですが、自然共生サイトとして認定されたときの認定情報については、これから整理を進めたいと思います。

資料 2-2 にある概要情報というものはなるべく自然共生サイト認定の情報として出せていければと思いますが、こちらは整理でき次第追って説明したいと思います。

これ以降は参考情報になるので、説明は一旦ここで終わります。以上です。

- **石井座長** 現在認定試行を進めていて、試行のための審査委員会を設置して、9月には前期分23サイトについて OECM 検討会で報告をいただいたところです。今回は後期分33サイトということで、今年度は56サイトが試行的に認定されている状態です。それについてのさまざまな経緯問題点を説明いただいたところです。

ここについては両方の検討会の委員の皆さんから御質問、御意見があると思いますので、積極的にお願いしたいと思います。画面下の手のひらボタンを押し込

む形で御発言をいただければと思います。渡辺委員お願いします。

- **渡辺委員** 私も前期後期の試行の認定審査に関わりました。今それを踏まえて今後の対応について小林さんから提案があった内容について、基本的に賛成したいと思います。その上で前期後期の試行の作業に関わって感じたことを3つだけコメントしたいと思います。

1つ目はモニタリングの関係です。前期の試行でいろいろな課題が出されて、それを受けて後期のプロセスを改善していただき、審査に当たってみて、審査に必要な情報が応募書類の中からわかりやすく示されるようになり、改善されたと感じました。例えば対象区域を示す図面についても作り方が統一されて、審査に当たって大変分かりやすい情報になったように感じました。

一方で、後期の中でも具体的なモニタリングあるいは管理の計画が示されていない事例が引き続きありました。モニタリングは対象地域の生態系の質や管理の質を高めていく上で大変重要なことなので、可能な形でということになると思いますが、基準の解説あるいは簡易なモニタリングの方法の情報提供を進めてもらう他に、応募があり、認定の審査があり、認定後の取組に続くという一連のプロセスの中で、対象地域の特性や実施主体の特性に応じて効果的なモニタリングが行われるように、いろいろな形で応援やサポートをしていく仕組みが大事だと感じました。

2つ目は、広い地域にわたる里山地域を共生サイトにしていく関係です。大勢の土地所有者にまたがるような広い里山地域の応募がどんなふうに出てくるかが1つポイントでした。前期ではそういった応募が見られなかったのですが、後期になって幾つか里山地域の応募も出てきてよかったなと感じました。

ただ、地権者がたくさんある広域の場所で進めるときに、たくさんの地権者の同意を得ていくことは、なかなかハードルが高い面もあり、その点は今後の検討課題だと思います。生物多様性地域連携促進法であったり、自然再生推進法であったり、既存の法制度で地域住民も参加した法定の協議会の仕組みがあります。このような既存の制度や仕組みをうまく組み合わせることで、広域の里山の共生サイトが実現していくことにつながっていけばいいなと感じました。

今、環境省では、全国4か所の里山モデル地域で、共生サイト実現に向けたケーススタディを行っているということなので、その成果を生かして展開していけ

たらというのが2つ目です。

最後3つ目ですが、共生サイトや保護地域のネットワークの点です。これまでそれが大事だという指摘もありました。前期後期試行の段階ではあくまでも単発でできるところから、やる気のある人から手を挙げてもらったということで、単発での応募が進められてきました。来年度に入って正式の認定プロセスで100か所以上の認定を目指していくという正式のプロセスが始まるので、ぜひ並行してこういった広域なスケールで共生サイトや保護地域のネットワーク化が進んでいく仕掛けも検討して進めて欲しいと思っています。

そのときに先ほどの御説明の中で少し出てきましたが、見える化事業、生物多様性の価値や保全再生の優先度を見える化していく、皆が地図情報として共有していく、そのようなことがとても鍵を握っていると思っています、見える化された情報が地域戦略や生態系ネットワーク計画という空間計画に生かされていくことが今後大事かなと思っています。

12月に採択された新たな23の世界目標の最初の目標1~3は、地域空間を対象とした目標で、目標1が空間計画の策定、目標2は劣化した生態系の再生、目標3が30by30目標ですが、この3つをばらばらではなく、一体的に実現していくことが大事だと思います。そのような目標への対応と関連づけて、この共生サイトや保護地域のネットワーク化を進めていけるといいのではないかと思います。

- **石井座長** ありがとうございます。続けて土屋委員お願いします。
- **土屋委員** 2点意見ですが、今回のようなOECDの取組は全国的に多くの方々や団体等が興味を持っていて、私に関わっているところでは神奈川県でもかなり関心が高まってきています。

実は明日小林さんにも御参加いただいて、丹沢大山国定公園関係の会合があるのですが、会合に先立っての勉強会をやったときに非常に指摘が多かったことは、今回の結果56の中でいうと、比較的工場などの都市内のもの、林業外の企業の取組が認定されたという場合も多く、これはあくまで試行なので、これから本格実施になると違う数字になるかも知れないけれども、そのような結果が出て、渡辺委員からも御指摘があったように、里地里山の認定は少なかった。里地里山は土地所有が複雑だということがありますし、管理している関係団体いわゆる住民団体、市民団体、もしくは自治体が、今回は手を挙げにくかったことがあります。

それを今後増やしていこうとするときに、もちろんそれぞれの主体が頑張ることとは大事ですが、サポート体制が非常に重要だろうということでした。具体的に言えば、それぞれの活動場所が果たして OECM に入るのかどうか、実際現場で活動している人にはよく分からないし、それをエビデンス的に表明していくときにどういった情報を揃えればいいのかも分からない。それからこれまでの試行の例、先行事例等は必ずしも広く認識されていない場合が多いので、その情報提供やいろいろな意味で専門家がどう関わるかが非常に重要ではないかと思います。

丹沢大山の場合も自然再生委員会が活動しており、サポート体制があるのですが、やはりそれでも大分足りないという意見が出ていました。その辺の強化がこれから非常に重要になってきます。つまり専門家ネットワーク、支援のためのネットワークを早急に作っていく必要があるのではないかというのが1点です。

もう1点、私は森林を専門としているので、森林認証がされているサイトがどのくらい入ってくるかと思っていましたが、意外と森林認証に認定されているところが入っている例が多いと感じました。ただし、御存知のとおり森林認証といっても生物多様性に関しては取組に幅があって、今回試行の中で OK になった生物多様性の取組の、ある程度基準のようなものが分かってくると、森林認証に関係した多くの森林所有者・関係者も、応募の手を挙げるほうに向くのではないかと思います。今のところは私も勉強不足でどのくらいの基準でやっているのかがよく分からないので、これは若干質問になります。意見と言ってもいいのですが、申し上げます。

- **石井座長** 藤倉委員お願いします。
- **藤倉委員** 1つ質問があります。資料5ページ目、試行後期に対する主な意見指摘のところです。先走った質問になるかもしれませんが、サイト自体の情報、生物情報やその下にある公開される情報、あと先ほども話がありました可視化を踏まえると、この自然共生サイトのモニタリングで得られるデータを一元登録する仕組み、例えばどこかのデータベースでもいいですが、そのようなものを作りましょうという議論があったかどうか教えていただければと思います。
- **石井座長** 竹ヶ原委員お願いします。
- **竹ヶ原委員** 前期後期と並んでくると、だんだんイメージしやすくなり感謝しています。

これをいよいよ来年度から実際に始めることに当たっての質問ですが、申請する上で当初5年間は少なくとも管理が維持されないといけないことになるわけですが、その担保はいわゆる管理計画書の記載をもって行うと考えるかが1点目です。

2点目はモニタリングですが、今回後期の事例を見ても5年に一度ぐらいモニタリングを入れているサイトもあれば、今のところ特段のモニタリングをやっていないところもあるのですが、今後試行ではなく実際に認定をしていくにあたり、モニタリングをどう条件づけるのか、そのあたりのお考えがあれば聞かせてください。

というのも、長期にわたり制約を受けたり、あるいはモニタリングが義務化されることが、これから議論されるインセンティブのミラーになってくるので、そのあたり現状のお考えがもし事務局にあれば教えてください。

- **石井座長** 森田委員お願いします。
- **森田委員** 土屋委員のお話と関連しますが、さまざまな事例が出てくる中で、土屋委員のお話はいろいろなタイプのプロジェクトにどういう専門家が関わってくるかというマッチングだと思います。以前いろいろなステークホルダーとのマッチングについてお話したと思いますが、今回 ESG 投資を呼び込むことも視野に入れていることを踏まえて、どのような取組がより投資を呼びやすいというところにも踏み込んでいくのでしょうか。それが結果的に最後は経済的インセンティブの話にもつながってくるのかなと思ったので、取組と専門家とのマッチングだけでなく、他のいろいろなステークホルダーがどう関わってくるのかということも少し視野に入れて検討するといいいと思いました。
- **石井座長** 他の皆さんはよろしいですか。佐藤委員お願いします。
- **佐藤（留美）委員** 私から2点です。皆さんが前期後期とサイトに応募しているのを拝見して、皆さん非常に積極的だということでありがたいなと思います。一方で自然共生サイトをどう考えていくかということで、待ちの姿勢ではなく戦略的にそのエリアの自然環境をどういうふうに守っていくのかという戦略的な考え方をどうこれから作っていけばいいのかと思いました。

OECMの今後の取組にもつながってしまうかもしれないのですが、俯瞰的に見ていくにあたり基礎的自治体の連携が必須だなと思っています。一方で自治体の人

とも OECDM について話す中であまり詳しく知らない方が多くて、自治体の担当者レベルで本気でこの支援をやっていこうという人はまだ少ないのかなという印象があります。

今後国として基礎的自治体との連携をどういうふうにとっていくかというところが非常に重要になるし、行政施策の中でも緑の基本計画など、エコロジカルネットワークや守るべき緑地というものがあります。特に OECDM は連結性が非常に重要ということで、この施策との連動というのが重要なのですが、そのあたりは今後どのようにお考えか伺いたいと思っています。

今 OECDM を取ったところが日本でどういうところにあるのかマッピングをして、俯瞰的に見てここが空いているとか、先ほども見える化の話がありましたが、そのようなところをつなげていくのに自治体との連携も非常に重要で、自治体から市民や国民に向けて PR をしていくことも必要かと思います。

2 つ目は、今回試行に参加した企業・団体の幾つかとお話しする中でかなりレベル差があって、皆さんもそのように思っていると思いますが、とりあえず今回は皆さんがフォローしてくださり、ではこれからはどうしていくかというところだと思います。モニタリングの話もありましたが、ガイドラインを作って最低ラインを決めていかないと、せっかく認証を取っても認証自体の信頼性もあるので、そうしたところは重要だと思います。

それにあたり土屋先生のお話にもありましたが、サポート体制が必要だと思います。本庁と地権者の間に立つ中間支援的な体制・組織などがあると、OECDM の推進にもつながるし、ネットワーク化やお互いに助け合いエンパワーメントをしていくことにつながると思います。

今国分寺崖線でそのようなネットワーク作りを私たちの団体の Green Connection TOKYO が協議部分でしていますが、日立の研究所が手を挙げて、気軽に相談をしてくださったり、その他崖線上の緑地をお持ちの地権者からも声がかかって説明に行ったりしましたが、そのような役割があると非常に申請の推進、また OECDM を取った後のモニタリングやさまざまな利活用や保全についてサポートできると思っています。

- **石井座長** ありがとうございます。続いて後藤委員お願いします。
- **後藤委員** 私は経済的インセンティブの委員ですが、そちらの議論も始まってい

と思うので、発言します。

今回の経済的インセンティブ付与に関しては、資料1では価値の維持や質の向上の取組を促進するためにはということ、そのためにインセンティブ付与が重要という意義づけから始まっています。後半にいくとどうしても検討会の資料では、認定申請のためのインセンティブと少しトーンダウンしているのかと思います。私共からすると、生物多様性の評価を何で評価するのか？、質で評価するかハビタット指標とかいろいろあると思いますが、そのような観点が後半の検討会では少し弱くなっているかなと気になりましたので今のうちに意見をさせてもらいます。

見える化という部分は非常に重要なかなと思っています。成果が出ているかどうか、要因は何かを見える化することの議論は始まったばかりで今日報告はまだということですが、このところはできるだけ途中の経過も公開して進めた方が議論が活発になっていいのかなと思います。2つ目は要望です。

自治体の件については、佐藤委員の意見に私も賛同します。やはり基礎自治体が如何に関与してくるかが重要なので、関与の仕方も含めて議論していくのがいいと思います。

管理する側に対するインセンティブと支援する側に対するインセンティブということで前回から2つに分けられていますが、特に専門家に対する、管理に関わってくるとは思います、そちらに対するインセンティブも後半のほうで議論できればいいかなと思っています。

- **石井座長** ありがとうございます。インセンティブの委員会の皆さんも遠慮なく御発言ください。八木委員お願いします。
- **八木委員** 公開される情報の整理についての議論が今委員の先生方でなされていると思います。

私もコメントがあります。1つはなるべく英語で発信するよう努めるのが良いとの点です。もう1つは、情報公開のマイナス面にも配慮すべきとの点です。例えば珍しい動物や植物のあるところを公開してしまうと密猟者が入る恐れがあります。水産の場合も禁漁区にしているところが結構あります。仮にイセエビやアワビの禁漁区を公開したら、密漁者に来てくださいと言っているようなもので、漁業協同組合や漁業者が公開に反対する場所はかなり多いです。よって積極的に

英語化して発信するところと、ぼやかしてあまり発信しないところと、強弱をつけなければいかなと思いました。

あとはコメントですが、企業の強みを使ってサイトを保全しモニターしている話がありました。これは世界にアピールできる良い話かなと思えます。

というのも、生物多様性条約で、民間企業と生物多様性の保全の関係なども議論になっていますので、そのいい見本になるのかなと思いつながら聞いていました。以上です。

- **石井座長** ありがとうございます。多くの御意見、御質問を頂いたと思います。シナリオによると5分ほど時間があるので、小林補佐、御回答、御意見がありましたらお願いします。

- **小林課長補佐** 頂いたコメントについて御礼を兼ねて申し上げます。

まず渡辺委員から3つ頂きありがとうございます。モニタリングの重要性と伴走支援の重要性を御指摘いただきました。おっしゃるとおりで、自然共生サイトは認定して終わりとか、認定どうこうというよりは、この一連のプロセスをやりながら、どんどん応援していったレベルを上げていくような、審査の過程でも伴走支援の形でできればなと思っています。そういった中でモニタリングを含めて、どうサポートできるかというのは、伴走支援の業務を本格的に考えていこうと思っているので、その中で強化していきたいと考えています。

2点目、里地里山の件です。おっしゃるとおり自然共生サイトの個別認定の強みは、土地所有とか管理者の同意を得ていることが、ある意味保全の効果や長期性の担保に非常に効果的かなと思っています。一方で広い範囲を対象にしたり、土地所有者や境界が複雑な場合では、それがネックになる部分はおっしゃるとおりで、自然共生サイトにもメリット・デメリットがあるかなと思っています。

そのような中、御指摘いただいたような、この課題を他の枠組を使って解決できないかということで、現在、4か所のモデル地域で実施していますので、そちらの結果もでき次第報告して、また御議論、御質問、意見交換をしていただきたいと思えます。

3つ目、ネットワークの件です。おっしゃるとおり自然共生サイトはボトムアップの仕組みなので、単発でどこから申請が出てくるかは分からない部分もありますが、見える化の話もありましたし、試行をやっていく中で認定されたサイト

だけではなく、それが周辺地域にどんどん広がっていくとか、コアとなる場所が周りに呼び掛けやネットワークを使って広げていくのがとても重要なのではないかとありました。

そのような広域的な見える化とか、認定していった中で周辺に広がっていくようなローカルでの取組を広げていく中で、生態系ネットワーク化もやっていきたいと思っています。当然ながらおっしゃった世界目標の対応ということで、今後の国家戦略の改定を含め自然共生サイト、OECM も他の施策とうまく連携して取り組んでいきたいと思っています。

土屋先生から2点頂きました。1つは渡辺委員からも御質問いただいた里地里山の関係で、なかなか分かりにくく複雑な部分がある中でサポート体制、伴走支援、専門家のネットワーク体制の事業性を御指摘いただきました。

御指摘はそのとおりで、先ほど申し上げた伴走支援や専門家のネットワークの中で、自然共生サイトを単に認定して終わりではなく、それを活用しながら地域でどうサポートしていくか、地域の活性化にどう生かしていくか、まず活用の仕方を考えていきたいと思えます。

森林認証の件です。どういう考え方で生物多様性があるかと判断をしたかということですが、こちらは生物多様性の価値の基準が1から9まであり、それを踏まえながら判断していきました。例えば分かりやすく言えば希少種がいるかどうかや健全な生態系ということ言えば、例えば森林の管理が適切になされることで下層植生が繁茂していろいろな植生が見られる、そこに動植物がいることなどです。それぞれの基準ごとに合致しているかどうかという中で判断しています。

このあたりはおっしゃるとおり、申請者にとってどういう場合ならその基準を満たしているのかを分かりやすく、試行のときの事例や審査の内容を踏まえて解説書なりに丁寧に書いていきたいと思えます。

続いて藤倉委員から頂きました。自然共生サイトのモニタリングで得られるデータを一元化していく話があったかどうかという御指摘です。確かにデータの統一性、例えば世界的にはダーウィンコアなどの標準フォーマットを使っていくと、今後データの連携はやりやすいよねという御指摘が、審査委員会の中でありました。具体的にそれをどうこうしていこうとまでできているかということ、まだ不十分ですが、おっしゃるとおりモニタリングで得られたデータは、例えば今後の見

える化やその他のいろいろな研究などに使えるように統一的なフォーマットや一元化を考えていくことは非常に重要かと思っているので、ここは関係機関とまた調整していきたいと思っています。

竹ヶ原委員から御質問を2つ頂きました。まず5年の担保をどうするかです。こちらはまず認定基準において、申請者や管理者が長期的に存在するか、要は解散する予定はないかどうかというところで確認していきたいです。管理者がいるか、また管理計画書がどういう内容になっているかというところを見て、この5年は管理されるかどうかというところを見ていきたいと思っています。

そのような中でモニタリングについてどうかというのもこちらの認定基準の中の4-2になります。資料2-3を使って私は説明しているのですが、10ページにモニタリングについて書いてあります。

モニタリングについては今の管理を継続することで、土地の大きな改変を予防して価値を大きく劣化させる恐れのない場合は、簡易的な巡視など今の管理の方法でモニタリングも担うというやり方もあるかなと思っています。

あとはここにあるように、モニタリング調査を5年に一度は実施しているということで考えていきたいです。この場合御指摘いただいたような簡易的なやり方を我々も考えていきたいと思っており、モニタリングは必要だけれども、ハードルが上がり過ぎないようにしたいと思います。また、例えばモニタリングサイト1000とか、既存の情報があればそれを積極的に活用して行って、必要だけれどもハードルを上げ過ぎないようにうまくバランスをとっていきたいと考えています。

森田委員から頂いたステークホルダーとの関係についてです。御指摘はそのとおりで、今後自然共生サイト認定の中で経済的な支援部分が議事(3)にあります。多様なステークホルダーとの連携を視野に入れて、実際に関係を作ってみたけれども全然何も動かなかったとか欲しいところからの応援がなかったということにならないように、初期の段階から多用な方の意見を聞きながら使える仕組みにしていきたいと思っています。

続いて佐藤委員から頂いた点です。自治体との連携の重要性を説いていただきました。ありがとうございます。現在森里川海の関係で、地方環境事務所単位で地域ごと、自治体も巻き込みながら自然共生サイトやOECMの話、まずは勉強

を進める会合として進めているところです。

その中でさまざまな今持っている既存のチャネルを活用しながら、ゆっくりになっているかもしれないし、全てではないかもしれませんが、自治体との連携や自治体と意識の共有を図っていきたいと思っています。もちろんこれから生物多様性の国家戦略を改定していき、その後それに基づく地域戦略との連携に於いて、自治体とどう関連できるかも皆様と意見交換しながら進めていきたいと思います。

試行に於いてもさまざまな問題がある中で中間支援組織の重要性を説いていただきました。このあたりも佐藤さんがまさに中間支援組織で実際行っていたいており、我々も伴走支援の重要性、中間支援の体制が必要だと思っており、ぜひ国分寺崖線でやっている取組などを勉強して、そのようなものを全国的に展開できるよう相談させていただければと思います。よろしくお願いします。

後藤委員から頂きました経済的インセンティブの関係です。資料の建てつけや私の説明がまずかった部分があったのかなと思います。自然共生サイトの価値の維持、質の向上のためにインセンティブが必要という意味は、つまり管理を継続するためのインセンティブが大切であるということです。

実際に地域には自然共生サイトになっていようがまいが、維持・管理を頑張っている方は頑張っていると思います。では何故自然共生サイトに認定するのかといった時に、認定することで何らかのメリットがあるから、と言えるようなインセンティブを作っていこうと思っています。自然共生サイトに認定されることによって、それが国内外に広く認知されていって、そこでの取組が維持されて、価値や質の向上が図られることが期待できる。だからまず認定されることが導入としてあると考えています。

見える化の重要性はおっしゃるとおりで、現状はなかなか報告できる段階ではないのですが、随所で報告しながら意見を頂いていいものにしていきたいと思います。

自治体の件はおっしゃるとおりで、重要性は先ほど申し上げたとおりです。インセンティブも考えていきたいと思います。

最後に八木先生から頂いた3つの視点です。公開される情報は確かに海外に発信していくので、英語・日本で取組を世界に知ってもらうことは非常に重要だと

思います。特に里地の話や利用しながら活用していく自然との共生を海外に発信していくためにも考えていきたいと思っています。

情報公開の件はおっしゃるとおりで、積極的にアピールしたい部分と希少種情報や気をつけたいところは今後整理していきたいと思っています。そして企業の強みをサイト管理に使うということがよい取組だと評価をいただき、ありがとうございます。このあたりはおっしゃるとおり本来業務にうまく結びついて、単なる地域貢献や CSR の枠を脱却するような自然共生サイトにしていきたいと思えます。以上です。

- **石井座長** 「自然共生サイト」という言葉そのものの英語も考えてください。高川委員が挙手されています。簡潔にお願いできればと思います。
- **高川委員** 環境省さんへのリクエストになります。今 OECM に関して 3 つ検討会が行われていて、制度設計やインセンティブ、見える化のいずれも大事ですが、ネイチャーポジティブ実現のための OECM 活用のゴールセッティングや全体戦略の議論ができる場が無いのが気になるところです。やはり目標目的やビジョンや戦略があり、その上で手段として登録やインセンティブがあるので、どこかでしっかり議論して欲しいと思います。恐らく国内で 2 万～10 万か所ぐらいの OECM が必要ということや、そのためには自治体との連携が不可欠ということが必ず出てきますので、そのような議論を早期にする必要があると思います。
- **石井座長** 小林補佐何かありますか。
- **小林課長補佐** 御指摘はおっしゃるとおりです。30by30 ロードマップを 4 月に公表し、今そのロードマップに基づき施策策定を進めています。今年度には生物多様性国家戦略という大きな国の方針もでき上がっていく中で、より細かい個別の取組も進めていきたいと思っています。

もちろん国家戦略が非常に大きい中で、具体的にどうするという細かい部分については、ぜひ高川さん初め皆様と意見交換しながら、大方針に基づきながら具体化していくような取組を進めていきたいと思っています。

- **石井座長** それでは先に進みます。議事 (3) 経済的インセンティブ等の検討状況とインセンティブ制度 (素案) ということで、事務局から説明をお願いします。
- **渡邊室長補佐** 生物多様性主流化室で室長補佐をしております渡邊です。どうぞよろしく申し上げます。私から資料 3-1、3-2 について説明します。

資料 3-1 については、今回 OECM 検討会の皆様にもインセンティブ制度の話をお聞きいただくことになるので、これまでやってきた第 1、2 回の振り返りも簡単に説明します。

インセンティブ制度構築の流れです。議事 (1) で 30by30 ロードマップの中でインセンティブ検討が位置づけられていることが小林補佐から説明がありました。その中でインセンティブ制度の検討については、2026 年度をめどに制度の検討を行うことで位置づけられています。それまでに各年度どういう流れで検討を進めていくかがこの資料です。

インセンティブ制度については大きく 2 本の柱で考えています。1 つ目が、自然共生サイトを対象とする環境価値等の売買手法等の調査・検討、2 点目がその他の経済的インセンティブ手法等の調査・検討となっています。

1 点目については後ほど説明しますが、当初はバンキング等についても調査をしていくことを想定してこのような書き方になっていますが、現在は資料 3-2 でも説明しますが、貢献証書制度をイメージしており、それが 1 点目の項目です。

1 点目の貢献証書制度をイメージしているものとしては、1、2 共通に今年度中に制度イメージを考案して、来年度に制度 (案) を引き続き検討し、2024 年度末ごろをめどに制度 (案) を構築し、2025 年度には制度の運用の試行をして、2026 年度から本格運用できることを目標にしたいと考えています。

その他の経済的インセンティブ手法については、この中にはさまざまな施策を含むことになっていきますので、毎年度継続的に制度の検討をしながら、運用できるものはすぐにでも、適宜制度の運用を開始していくことをイメージしています。

今年度の流れですが、経済的インセンティブ等の検討会は 4 回を予定しており、今回は第 3 回になります。第 2 回までにどういう方針で調査をしていくかとか、ヒアリングした結果を踏まえて自然共生サイト認定に対するインセンティブ制度の素案を作っていくための論点整理を行っていて、今回の第 3 回では制度イメージのようなものを出して御意見を頂き、その意見を踏まえて修正し、ブラッシュアップしたものを第 4 回検討会で示せばということを考えています。

第 2 回でインセンティブの主要な論点をまとめたので、簡単に説明します。

インセンティブの定義ですが、「経済的インセンティブ」という書き方をしていますが、申請者あるいは管理者にとってのインセンティブは金銭に限らないとい

うことを考えています。経済的インセンティブに限らず管理支援のモチベーションを向上させる方法を捉える必要があると思っています。

次に具体的な施策の検討に関する論点ですが、自然共生サイトの認定を受ける管理者側のインセンティブと支援者側のインセンティブを分ける必要があると考えています。例えば管理者にとっては保全管理やそのために活動する上で障壁になっていることを除去することもインセンティブになるのではないかということも議論しています。

論点③としては、ストーリー性が大事だということですが、自然共生サイトとしての役割を果たすための継続性を確保するためには地域性を加味することも重要で、自治体で作る地域戦略のようなものと絡めるとか地域活性化の施策と絡めるとか、そのようなことを考えた制度設計が重要であることを確認しています。

論点④は、当初バンキング制度についても調査をしたのですが、こちらは諸外国などの事例調査等の結果を踏まえ、現段階では検討対象とせず、自然共生サイトの保全に対する貢献に関わる施策を優先的に検討したいということでまとめています。

論点⑤は、信頼性ですが、行政の介在などによる信頼性の確保が重要だということを確認しながら、今後の検討としては貢献証書制度と、その他さまざまな支援メニューの組み合わせの2本柱で検討しましょうということ、第2回までで確認しています。

その次につけている資料は、第2回で示した時点での制度イメージです。ここは説明を割愛します。

最後のページは、支援の類型や実施主体の類型、支援者の類型などによりいろいろなパターンが考えられますので、既存制度の活用もしっかり視野に入れて検討していこうというところを確認したところです。

続いて具体的な内容として、資料3-2で、具体的な支援制度の施策素案について説明します。

1点目の貢献証書制度の素案についてです。基本コンセプトですが、自然共生サイト認定を受けた土地の申請、あとは認定後の維持管理に要するコスト、人材不足等に対して第三者が支援する制度を作ろうという趣旨です。その支援行為に対するインセンティブとして、その支援行為を認証しそれを証明する貢献証書を

発行しようというのが貢献証書制度のコンセプトです。

この制度のメリットは、自らは自然共生サイトの認定を受けていないような人、土地を所有していない人でも、貢献したいと思ったとき支援という形で貢献できて、その行為自体が証明される、支援者側はそれを地域社会や投資家等への対外的 PR に使えるということになります。もちろん実施主体となる自然共生サイトを持っている人や管理している人にとっても支援を集められるというメリットがあります。

また、自然共生サイトの認定を受けた主体も、管理の支援をした主体も、その証書のようなものが TNFD、自然関連の財務情報開示などへの対応にも活用できる可能性がある制度としてメリットがあるように設計したいと考えています。

次がイメージです。先ほどの資料 3-1 で示したものを少し具体的にしたのですが、左のオレンジで囲ったところが自然共生サイトを持っている土地の所有者・管理者にあたる人達です。間に認定機関や証書発行機関があり、右側に支援をしたいと考えている人がいます。

流れで説明すると、実施主体で自然共生サイトに登録したいと思った人は、自然共生サイトの認定機関に登録申請をして、認定をされると認定機関からサイト認定されたことを示す認定証が発行されます。さらに認定機関から出すか証書発行機関から出すかは要整理ですが、仮に証書発行機関から、その認定した内容について詳細な情報を記したものを認定内容の管理・証明という形で発行する。そのようなものがあると、何かしら自然共生サイトを支援したいと思っている人は、この認定内容の管理・証明の内容を見て、うちの企業はこのような生物多様性の価値を持っているこのサイトに応援をしたいと考えて、支援主体が経済的支援を実施主体に対して行って、その内容を確認して証書発行機関が貢献証書を支援主体に発行するという仕組みが考えられるのではないかと思います。

この認定内容の管理証明は貢献証書とミラーの関係になっていて、マッチングや支援の検討に資する情報として使うものというイメージです。これによって実施主体は資金調達や人材確保ができるし、支援主体は地域貢献の対外的 PR や TNFD への対応もできるということをイメージしています。

記載内容についてはまだこれから詰める必要がありますが、自然共生サイト認定内容の管理・証明は実施主体となる自然共生サイトを持っている人たちが持つ

情報として、基礎情報に合わせて生物多様性の価値などを書いたようなものを持っていて、支援をして貢献証書が発行されると支援者はさらに追加で支援者情報を書いたものや支援の割合、支援の対象、対象事業や機関について記載したものを持って、何のどのような価値のあるものに対して、どの程度支援をしているかを証明できるような書類を持つことができるということを考えています。

このような貢献証書の制度を今イメージとして考えていますが、これから検討を進めていかないといけないポイントとして幾つか項目を挙げています。

ここで挙げている項目は資料3-1の論点で示したものをベースに立てている項目ですが、例えばストーリー性という点でいうと、先ほどの貢献証書を TNFD 等の対応として使おうとするには、取組のストーリー性を説明しなければなりません。サイトの保全管理や支援が本業にどう貢献するかを示す必要があるので、そのようなことを示すのに必要な情報をどれだけしっかり入れられるかという観点で証書内容を検討するという点。

対応として、貢献証書にはいろいろなストーリーを全部書き込めるわけではもちろんないので、事実に基づいた情報を記載して、実際は取組のストーリー性などは企業が支援者になった場合は支援者側で対応するということが必要と考えています。その対応について必要であれば、後述で専門家派遣を提案していますが、こういった専門家派遣などの活用も可能かと思っています。

信頼性確保の観点で言うと、もちろん決まっていることではありませんが、証書発行機関や認定機関については、国または国からの委託機関とすることを想定しています。

効果測定やインパクト評価などの観点で言うと、支援によって得られた効果をどう評価するかという検討が必要になるので、このようなことについては今後の検討課題として考えています。

需給バランスとマッチングも非常に大事だと思っています、このような制度を作っても証書が、今は例えば TNFD で説明していますが、使い道が明確でないと使ってもらえないことになりまして、安定性なども念頭に置いた制度設計と支援者と自然共生サイトの管理者が出会えるマッチング支援というものも必要になると思っています。

支援者によってこの証書程度をどう使いたいかというところもさまざまなニ

ーズがあると思うので、企業さんやNPO、NGO、個人などそれぞれのニーズを把握して、証書の使途はこちらからある程度明示をしていく必要があると思っています。

今回の検討会では、この貢献証書を活用してもらうような制度にするために、記載内容と活用方法（使途）について御意見を頂ければと考えています。証書制度については以上です。

その他インセンティブ制度の検討については、幾つか案を出しています。1つ目が企業版ふるさと納税を用いたインセンティブ付与についてです。

企業版ふるさと納税については御存知の方も多いと思いますが、国が認定した自治体の地方創生の取組に対して企業が寄附を行うと、法人関係税から税制控除がされる内閣府の制度です。この企業版ふるさと納税を自然共生サイトの管理などの支援に使えないかということですが、実際企業版ふるさと納税に関しては自治体さんが地域再生計画を作っていることが1つ条件になっていて、今回の場合例えば自然共生サイトに使いたいとなると、この自然再生計画の中に環境に関する記載が確認さえできれば、現状制度変更などは行わずに自然資本関連事業への寄附は可能なので、そのような制度が使えるということを周知して、活用を促していくことが必要かと思っています。

この企業版ふるさと納税を用いた支援を、支援した方たちが TNFD にも活用していきたいと思った場合には、例えば「環境に配慮」という書き方だけではなくて、地域再生計画により具体的な目標とか自然共生サイトの位置づけが記載されることで、企業の貢献をより具体的に示すことが可能になるのではないかと考えています。

例えば生物多様性地域戦略との連携とか、生態系サービスについての目標設定、具体 KPI として自然共生サイト設定面積など、このようなことなども書いておくことで、企業が寄附をしたとき、この取組の社会的インパクトが評価でき、TNFD 等に活用するときには企業や金融機関のリスクマネジメントや事業機会特定につなげていく形を作っていけるのではないかと考えています。

この企業版ふるさと納税に関しては、寄附の内容の一部として人材派遣も可能になっているので、人材という面での貢献も可能です。自然共生サイトを所有して管理している人の中には、もしかしたら管理の人手が足りないとか、あるいは

専門的知識を持った人の知恵をかりたいというニーズもあるのではないかと考えています。このようなニーズにも企業版ふるさと納税を活用した支援ができるのではないかと考えています。

前のページに追加しているのは青字部分だけになりますが、人材派遣を含む形で寄附をすることで、企業側としても社業に直接貢献する人材育成や、地域の自然を活用した新たな事業機会の特定など支援する側にもメリットが生まれるような形にできるのではないかと考えています。

以上、企業版ふるさと納税を用いたインセンティブの付与に関して、幾つか論点がありますが、ストーリー性という点では先ほどと同様に本業との関連の説明が重要になってきますので、その対応は本業につながることを説明が効果的になるし、専門家派遣との併用が重要だと考えてきます。

需給バランスやマッチング、永続性、制度の安定性というところですが、需給バランスで言うと供給量が不足する可能性もあるし、一過性の支援とならない仕組みにしていかなければいけないし、企業版ふるさと納税については現時点では令和6年度までの制度になっているので、私たちとしてはそのニーズの把握やマッチングによって、企業版ふるさと納税の活用事例、特にいい活用事例、TNFDに活用できるようなよりよい形での活用事例を増やしていくことをやっていければと考えています。

続いて補助金の活用です。保全活動やモニタリング調査、人員確保等に使える補助金や既存の仕組みを活用して、自然共生サイト認定前後の取組を支援するということです。認定の促進のインセンティブももちろんありますし、認定後ずっと続いていく管理を支援する策もインセンティブの中で考えていかないといけないと考えています。

認定後と認定前と分けていますが、自然共生サイト認定後の用途としては、効果の測定や継続申請を目的としたモニタリング調査や、それに係る人員の確保などに使えるような補助金の活用が必要だと思います。自然共生サイト認定前についても、申請・認定に値するかどうかを明らかにするための申請前の調査への活用も想定されると考えています。

既存事業の活用も必要で、表で内容を示しています生物多様性保全推進支援事業が既存であります。このような事業の活用は大いにやっていかないといけな

いですし、既存の事業について自然共生サイトの認定によってより支援が受けやすくなるなどの連携も考えていく必要があるかなと思っています。

主要論点の整理としては、需給バランスの面で、企業、自治体、NPO、NGO、個人などそれぞれの主体によって具体的にネックになる部分は異なってくると思うので、ニーズ把握を行った上での制度設計をやっていきたいと考えています。

その他の取組促進策ということで、アイデアベースのところもありますが4つほど挙げています。

1つ目は他制度との連携ということで、自然共生サイト認定が他の制度においての付加価値となる、加点となる制度連携が考えられると思います。その他税制優遇など土地の所有や借用に係る費用負担の軽減や、国や自治体に対しての許可申請等必要な各種手続が簡略化できる、などのようなさまざまな負担軽減のアイデアがあるのではないかと考えています。

あとは専門家等の人材派遣ということで、議事(2)の中でも少し話が出ていましたが、認定前に限らず認定後も生物多様性の保全管理技術に乏しい実施主体がいた場合は、そのようなところへの専門家派遣を行うための人材バンクや派遣制度、仲介するマッチングシステムの整備など、人材派遣制度は既存でもあるので、その活用を進めていかなければならないと考えています。その際には専門家や派遣側にもメリットができるような仕組みを検討していきたいと思っています。

その他、寄附の促進ということで、寄附が促進されるよう基金の設立や、自然共生サイト認定や支援を表すマークなどを作って認定マークを付与するなどのようなアイデアもあるのかなと思っています。

最後に、今まで説明した事項について、今日は議論の時間も限られているので特に御意見いただきたい事項を再掲しています。まず貢献証書については、貢献証書の記載内容と活用方法(使途)について、これはセットの議論だと思いますが、どういうふうに使える制度にすべきか、そのために何を書くべきかについて、皆さんのアイデア、御知見を頂きたいと思っています。

その他のインセンティブについて幾つかの案を説明しましたが、これらについても効果的な支援のあり方についてということで、より具体的にネックになっている事項や、既存の制度で不足している部分について、是非具体的なアイデアや御意見を頂けると大変ありがたいと思います。

- **石井座長** それでは、特に今回は素案ということですので、幅広く御意見を伺えればと思います。先ほど言い忘れたのですが、両方の検討会の委員の皆様から積極的な御発言をお願いしたいと思います。特に、今回目玉としている貢献証書制度のあたりを中心に御意見等を伺いたいと思います。順番に指名します。一ノ瀬委員をお願いします。

- **一ノ瀬委員** ありがとうございます。この後の会議の関係ですぐ抜けないといけないのですが、2点ほど意見とコメントをしたいと思います。特にということでは話がありましたが、貢献証書制度はとても素晴らしいと思います。ぜひ進めていただきたいと思いました。

その上で2点ですが、1点はOECDの方でも八木先生から出ていましたが、英語でそれを証明するのは両方スタンダードをお願いしたいと思います。これはもちろん TNFD 関係もそうですし、実は今大学や教育機関も大学ランキングで環境への対応も入るようになったので、やはり国でオーソライズされているというのは非常に強みになるのではないかと思いますので、ぜひ英語でというのを1つお願いしたいと思います。

もう1点バンキング・オフセットについては現時点で棚上げされたといいました。なかなか大変なのでそうだろうと思うのですが、もう一方で認定するときには何をそこに示すのか、当然面積は入ってくると思うのですが、多分議論されたと思いますが生物多様性の保全にどのぐらい貢献しているのかが一番重要なところだと思います。

OECDの検討も面積が小さいものもあれば、すごく大きい面積のものもあります。一方で、面積だけで生物多様性への貢献が測れるわけでもないもので、そうすると何らかの単位、これはなかなか難しいと思うのですが、重要な論点になるかなと思います。

- **石井座長** それでは一ノ瀬委員が退席されますので、ここの部分だけ特別に渡邊補佐から説明がありましたらお願いします。

- **渡邊室長補佐** 1点目は貢献証書制度について英語で証明することをスタンダードにということで、ぜひ内部で検討して、頑張りたいと思います。

認定の際に何を示すかということで、貢献証書を出すにあたっては支援をしたことで生物多様性の価値がどう上がったのか、そのような保全にどの程度貢献を

しているかを示す必要があるのではないかと考えています。ただ、おっしゃるとおり、量だけで示せるのか、面積だけで測れるわけではないことについてはおっしゃるとおりで、単位についてもまだ具体的に私共も案を持っているわけではないので、そこについては引き続き議論をさせていただければと思います。十分な答えにならず申し訳ありません。

- **石井座長** 一ノ瀬委員よろしいでしょうか。それでは他の委員の皆さんから続けて御意見御質問を伺った後に、渡邊補佐から御回答をお願いします。高川委員をお願いします。
- **高川委員** まず証書に載せる内容についてですが、やはり OECM がネイチャーポジティブの手段と考えることがすごく大事で、ネイチャーポジティブへの貢献度を載せることになると思います。何より大事なのは地域のネイチャーポジティブの実現なので、例えば各市町村のネイチャーポジティブ、種多様性の保全に何%ぐらい貢献しているかという貢献度をなるべく端的に数量化することが必要だと思います。それは結局、自治体単位で OECM をどれぐらい増やしてネットワーキングできるかということにも関わっています。

御存知だと思いますが、自治体で OECM の潜在候補地を複数挙げて、そこに企業版ふるさと納税で御寄附いただいて、それを原資に伴走支援して、群集データを使って簡便に市民調査でモニタリングをして、企業にクレジット発行するという事業を当会でもこの春から試行を始める予定をしていますので、今後の環境省との検討とこちらの取組が重複するのをもったいないと思いますので、そこは適宜相談をしたいと思います。

次にクレジットの使途に関わる企業版ふるさと納税に関してですが、私たちとして企業版ふるさと納税は絶対使えると思っています。もちろんいろいろ制約はありますが（ちなみに地域再生計画がなくても使える制度ですが）、先ほど言ったように全国どれぐらい OECM を作りたいか、1 万か所作りたいのか 10 万か所作りたいのかで、それに見合う供給ができるかがすごく大事だと思います。

となると本当に多くの企業に対して、地域のネイチャーポジティブに貢献することに価値があり、あるいは義務があるという状況を国として作っていかないといけないのです。ストーリー自体も国として用意したりとか、どういう主体の企業にどんなプロモーションをかけるかという営業戦略、市場開拓の戦略を作った

り、これから作られる国家戦略のネイチャーポジティブの目標を自治体単位や事業者単位に落としていく必要があります。CO2 の NDC をネイチャーポジティブ版でもちゃんと作って証書に載せていくことがものすごく大事だと思いますので、お願いします。

- **石井座長** それでは後藤委員お願いします。
- **後藤委員** 先ほどの質問と重複するところがありますが、何点か述べようと思います。

貢献証書制度自体そのもの、証書自体が経済的インセンティブという理解ではないのですが、何に貢献したという部分をどれだけ書けるかというのが重要かと思います。記載項目が挙げられていますが、内容に関しても若干自由度を与えた方が、何に貢献したかを具体的に書きやすいのかなと思いました。

特に貢献を示す対象として3段階ぐらいあると思います。まず対象地を確保する行為、買い取ったり調査して適地だと判断する認定前の行為になると思うのですがそのような貢献と、あとは実効性を高めるための活動にどれだけ貢献したか。例えば保全の計画の策定とか計画の実行、モニタリングをした、レポートिंगした部分に対する貢献もあるでしょうし、今回は説明の中ではよく述べられていませんでしたが、高川さんもおっしゃったようにどれだけインパクトを与えたかということです。高川さんの言葉で言うとネイチャーポジティブにどれだけ貢献したかということで、そのようなことをきっちり書けるようにすることが、重要だと思います。貢献証書に、例えば所在地とかの物件概要も重要ですが、貢献の度合いを如何に書くかというところに議論を深めていただきたいと思います。

最後の実効性のところは、今回議論が先送りされていましたが、経済的インセンティブとなると定量的な根拠が重要なので、実効性の部分の議論を今のうちからしておいて、将来的にいろいろな発展性があると思うので、その基礎にできればなと思っています。今年度の段階でどこまで議論されるか私共は認識していませんが、それも含めて今後議論をしたいと思っています。

- **石井座長** 続いて原口委員お願いします。
- **原口委員** 今回の整理の中で TNFD フレームワークにも活用可能な形の証書の形式、活用法という整理が入ったので、現段階の TNFD フレームワークの視点から

少しコメントします。

1つはモントリオールの2030ターゲットの15で、生物多様性に関わるリスク、生物多様性の依存や影響を開示するようというのを締約国に求めているわけですが、これはTNFDの先般出ましたv0.3に沿ったものになっていて、これは企業側、自分たちのビジネスにとってのリスクを説明すると同時に、その地域の自然や地域の住民や、海外の場合だと先住民が要素として強く入ってくるのですが、そこに対する影響も説明することになっています。これはダブルマテリアリティという言い方をしますが、現段階では日本政府としては企業に対するリスクだけを開示するシングルマテリアリティというスタンスをとっていますが、ヨーロッパの場合は社会や人への影響、自然への影響を開示することも義務化していく方向が決まっているので、特に日本企業であってもヨーロッパで大きなビジネスをしているところは、そのルールに従わないといけないということです。

もしくは日本の開示義務以上に、それ以外に投資家の例えばCDPみたいなものでそのようなアンケートが来れば、そこは説明しないといけなくなるので、この証書の中でも自分たちのビジネスに直接どういふストーリーで影響するか、その土地に関わるかということと同時に、その地域で悪影響を及ぼしていないかとか、地域住民とのコンフリクトはないかというところを証明できる証書の内容になっていると、先ほどからお話があるように英語で書いてあると、その投資家にうちの企業はそのようなリスクを認識し、各事業所がある地域でこのような証書も全部もらっていますということで、非常に説明がしやすくなるのではないかと思います。

ではストーリーということで、本業との関係をどう表すかということで言うと、工場のスケールでいうと地域の自然との接点は意外とそこまで明確でない場合が多くて、例えばある河川流域から取水して排水しているとか、そこから地下水を取っている場合に、自分たちの工場だけでその河川の自然を破壊するほどのインパクトを持っている工場はそんなに多くない、恐らく半導体みたいなむちゃくちゃ水を使う業態ですとそうですが、そうでないところだとどれほど迷惑をかけているのかとか、どれぐらい自分たちが保全に貢献しているのかなかなか分かりづらいと思います。

例えば河川の自然環境に於いて、自分たちがそこで節水したりするよりは、そ

この河川流域の生物多様性保全に貢献するという意味では、実は上流域の取水域の森林の荒廃を皆で改善した方がよほどポジティブインパクトがあり、ネイチャーポジティブであるわけです。

あとは地下水の涵養になるために上流域の耕作放棄地を戻して、皆で田んぼを守ってお米を食べて、涵養高を上げていくみたいなアクションの方が、より直接的にビジネスに直結するアウトカムが出てくる可能性もあります。そのようなところが一工場ではなかなか科学的なデータも取れないですし、自分でそのようなことに気づいていない事業者がほとんどで、普通に水は今までどおり取っている、何も困っていませんというのが現状だと思います。

そのような認識を明らかにするためにも、見える化の話が先ほどから出ていますが、今環境省で進めている見える化のツール開発は、精度の高いものを今後出していくとしても、その前に各自治体にどこが OECM として優先的に取り組んで行くべき地域なのか、森林なのか、農地なのかということをも早く図化したもの、今は企業からの目線でしかものを言っていないと思いますが、それが事業者の事業とどういう関わりがあるかを早く絵で見せていく必要があるのではないのでしょうか。

ですので、自治体がこれから改定していく地域戦略の中に共通して全国どこでもそのような絵が入っていくことが必要ではないのでしょうか。この2点をお伝えしたいと思います。

- **石井座長** 長谷川委員お願いします。
- **長谷川委員** まず貢献証書についてですが、全体としてインセンティブを与えていこうという考え方自体には賛成します。その上で一体この証書は、何を証明なり証書として表すのかという点が少し分かりづらいつ感じました。

実施者側にとっての証明と支援者側にとっての証明の両側面があると思いますが、実施者にとっては、例えばどれぐらいの金銭の供与を受けたかや人的な貢献をされたか、現物で何か供与されたか、というような物量的なものの証明が1つ考えられると思います。

もう1つは、先ほど来議論になっている、支援によってどれぐらい生物多様性や自然保護に貢献できたかということの証明が考えられると思います。

他方、支援者にとっては、実際何をどれだけ出したかという証明に加えて、先ほどのご説明でいうとストーリー性というものがあると思います。

ただ、実際幾ら資金が出たかということは証明しやすいものですが、どの程度自然保護に貢献したかについては恐らく素人では分からないので、一定のコストをかけて専門家ないし専門的な何かで証明する形になると思います。

また、支援者にとっての本業による自然保護への貢献の関係(ストーリー性)は、証明する対象としてやや馴染まない気がします。それら関係性については支援者が、必要に応じて投資家などに説明していけば良いもので、貢献証書で証明されるような性格のものではないのではないと思いました。以上のように、貢献証書が何を証明しようとしているものかについての整理があった方が良いというのが1つです。

2つ目は、証書についてセカンダリーマーケットを想定するかどうかという点です。貢献のユニット(単位)の話も出ており、何を証明するかにもよるのですが、ユニットを整えず、さらに転々流通するセカンダリーマーケットを想定しないとすると、それは証書というより証明書と呼ぶ方が誤解が無い気がします。つまり、どういった貢献をしているものか、どういった効果を生んでいるものかを証するのだと整理した方が、有価証券法理のようなものを前提にするより、利用者に分かりやすくなるのではないかと思います。

また、貢献証書については全体のニーズが本当にあるのかどうかについても、ヒアリングなど何らかの形で確認しておいた方が良いと思いました。以上が貢献証書についてのコメントです。

最後に、その他インセンティブについては、既存の制度で活用があるものについて、その活用度合や効果を確認した上で議論してはどうかと感じました。

- **石井座長** ありがとうございます。後ほど回答をお願いします。竹ヶ原委員お願いします。
- **竹ヶ原委員** 今の長谷川さんの御指摘と少し被るのですが、経済的インセンティブという言葉を知ると、自然共生サイトを持ったり管理する実施主体に対して、どのような経済的インセンティブが与えられるのか仕組みを考えるのが普通の発想のように思います。

考え方は幾つかあります。今想定されているのは、自然共生サイトないし OEMC 的なものを民間企業が持つと、「これは一元的にはコストセンターだ、いいことをやっているのだけど結局費用倒れになってしまって、社内的には CSR になってし

まう」という想定の中で、それでは外部から助けてあげよう、そのためにはインセンティブづけをしましょう、そのような建てつけのように感じました。

そうだとすると、先ほどの証書としてセカンダリーで流通させるという話ではなく、まさに地域で頑張っているところを皆で支えることの証明書だとすると、これは公益事業に対する寄附みたいな性格のものになり、どちらかというシンプルにその支出が税制上優遇されるような形にした方が良いように思いました。

自然共生サイトの維持がコストセンターということであればこの建てつけもありうると思うのですが、もう1つの方向性として、自然共生サイトを持っていることに可視化されていない価値があると考え、それを見える化する方向でのインセンティブづけもあると思います。

そうなる、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、まず実施主体が自然共生サイトを持っていることの価値、つまり、自然資本をしっかりと管理していることが企業価値や価値創造につながっているというロジックを作る必要があります。これができれば、上場企業であれば放っておいても実施主体に ESG 投資の恩恵が及ぶかもしれないです。これはストレートな価値です。

また、そのようなものを見せながら、かつ貢献証書についても意義を見出そうとするなら、先ほど来出ている話ですが、各地域に自然資本を維持することのインパクトを何らかの形で把握する必要があります。環境省の再エネ用循環経済モデルの自然資本版みたいなものが仮に存在し、当該地域で自然資本の質が維持されることの価値の一部を自然共生サイトが体現していることが示せば、これをサポートした人達にとっても、地域に与えるポジティブインパクトの一部を担った証明になります。上場している会社であれば TNFD による開示につなげるかもしれないし、そうでない人たちにとってもむしろ地域の ESG、間接金融の支援対象になるかもしれません。見えない価値を見える化してそれを皆で支えているというロジックを組んでいく方向性です。

いずれにしても寄付なのか無形資産への貢献なのか、どちらを選択するかでこの証書の中の記載の仕方が変わってくる気がします。私としては、やはり一義的には実施主体にどのような経済的インセンティブを与えられるかということのを足早に構築していった方が、より分かりやすくなるかなという気がしました。

- **石井座長** 続いて神戸大学の佐藤委員をお願いします。

- **佐藤（真行）委員** 貢献内容にどんなものを記載するかというのは、高川先生や後藤先生が、私が申し上げようと思ったこと以上のことをおっしゃって、言うことがなくなりましたが、今竹ヶ原先生がおっしゃったように、自然資本を持っていることをマーケットの関係者に知らせる手段になり得るという点について、私はこれは重要なインセンティブになるのではないかと考えています。

その中で私の理解というか、非常に基本的なことをお尋ねするようで恥ずかしいのですが、自然共生サイトの認定というのは、自然共生サイトに認められたということを証明するもので、OECM に最終的に登録されたことについては、あまり明示的に保証するというか証明するものになっていないように理解するのですが、グローバルマーケットに情報発信するときは、やはり最終的に OECM にも登録されていることを記載することは非常に重要と思いますが、現状では自然共生サイトに認められたことのみで止まっていて、最終的に OECM に登録されたかどうかは後で調べないと分からないといえますか、登録されたかはまだこの時点では分からないようになっているのですが、そこを何とか自然共生サイトに認定されたりそれに貢献していることは、最終的に OECM につながっているのをどの辺ではっきりさせることができるかが少し分かりにくかったので、非常に基本的な質問で恐縮ですが、何か御教示いただければ幸いです。

- **石井座長** 続けて八木委員お願いします。
- **八木委員** 先ほどから貢献証書で何に対して証書の発給をするのかという議論があったと思います。

2種類あると思います。成果主義で物事を見るのか、プロセス主義で物事を見るのかという2種類だと思います。プロセス主義で見るなら保全活動をやっていますということを証書として出せばいいのですが、保全対象の生物が増えたかどうかまで見る必要があるとすれば、今度は成果主義での話になりますので少し違う話になると思います。

ですから貢献証書は2種類要るのではないかと思います。1種類が人間側のプロセスをやっているかというところで、それだと取組を始めてすぐ発給できると思います。ところが成果まで求め出すと、取組を始めて5年ぐらい経たないと成果が上がっているか見えないものも結構多いと思いますので、すぐには証書を発給できない気がします。また厳密さを求めて、近くの類似の生態系で人間の活動

をやっていないところと比較して成果が上がっているなど、対象区との比較を言い出すと、すごく時間がかかります。やはり2種類の証書があって、それは分けて議論した方がいいのかなという気がしました。

もう1つは、その他のインセンティブの候補ですが、保全活動を実施している主体だけではなくて周辺の人たちのメリットがあるかどうかとの視点もあると思います。周辺事例の例としてはグリーンツーリズムなどがあります。これらとコラボの道があるかどうかも視野に入れると良いと思います。

- **石井座長** ありがとうございます。続いて広田委員お願いします。
- **広田委員** 質問が2つあります。1つは貢献証書の発行主体についてです。民間の機関のようなものを想定しているのか、あるいは公的なものであるのか、また、新規にこのためだけにそのような機関を設置するのか、あるいは既にある機関とか団体の業務の一部として位置づけるのか、そこら辺の検討がされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

加えて、当然この制度の運用にはコストがかかるわけですから、そのコストは公的資金でまかなうのか、あるいはこれも民間資金を導入することを想定しているのかということも合わせて教えてください。

もう1点は、その他のインセンティブについてです。里地里山を考えた場合は、中山間地域直払や多面的機能支払が想定されるかなと思います。先ほどの説明にあったように、そのような制度の中で加点していくのがすぐに考えられるやり方かと思いますが、そのあたりの検討はされているのかどうかという質問です。

- **石井座長** 渡辺委員お願いします。
- **渡辺委員** インセンティブに関して意欲的に検討を進めていただいて、ありがとうございます。ぜひ効果の上がる形で意義のある制度を作って欲しいなと思います。スケジュール的な関係で、先ほどの説明で2026年度から運用開始を目指すということでしたが、共生サイトの設定の動きは23年度から本格的に始まり、そこから数年ぐらいいがかなり大事な場面かなと思います。26年度開始というのは、時間をかけて制度を作っていないといけないということでそうなるのだと思いますが、制度の試行の形で早い段階からこのインセンティブの検討結果が生かされていくようなスケジュール的な工夫ができないかなと思いました。

その他のインセンティブということで、補助金、交付金による支援という話も

あり、既存の環境省の交付金の事例が挙がっていました。既存の交付金を活用することももちろん大事だと思いますが、共生サイトを大変重要な施策として動かしていく上で、認定前後の調査、計画策定、改定といった部分を公的資金で支援するという点で、今までの交付金を拡充するとか強化するとか、新たな枠組を設けるとか、その辺についても是非検討していくといいのではないかと思います。

もう1つは今、広田先生から農水省の中山間地域直接支払等の話がありました。環境省の補助金、交付金に限らず、共生サイトの管理維持の質を高めていく上で、各省の補助金、交付金との連携は非常に重要な部分かなと思います。それも併せて共生サイトの今後の展開に生かされていくような仕組みをぜひ各省とも相談を進めていけばいいのではないかと思います。

- **石井座長** 続いて森田委員をお願いします。
- **森田委員** 貢献証書の話と経済的インセンティブの話がどうつながっているのかと思っていたところ、他の委員の方々もそれに関連した話をされていて、貢献証書に関してどういうステークホルダーがよりメリットを感じるのかは整理が必要かと思います。既に長谷川委員や竹ヶ原委員からお話があったように、企業や金融機関がこのような貢献証書があったらどのようにモチベーションが上がるのか、メリットを感じるのかというところをもう少しヒアリングしていただきたいと思います。

私も経済的にインセンティブを与えるというと、証書を作ることよりもう少し違うイメージを持っていました。気候変動の問題ですと、二酸化炭素排出削減のゴールがある中で、いろいろな主体がどれだけ排出削減に貢献したかを評価するのは割と分かりやすいけれども、主体に広く 30by30 の目標を守ろうということが浸透していない中で、それでもそのような取組にお金が回っていくようにするにはどうしたらいいかに関しては、金融関係の方々にももう少しヒアリングして、このような考え方やストーリーで関わってもらえるかというところを、今はそこまで熱心ではない企業や金融機関も含めてヒアリングしてみるのもいいのではないかと思います。

あとは、貢献証書に関して、海外ではうまくいっている事例、貢献証書がいろいろな主体を巻き込むような流れになっている良い事例があれば、教えていただきたいと思います。

- **石井座長** 森委員お願いします。
- **森委員** 私からはその他のインセンティブについてコメントしたいと思います。税制優遇の話が出てきていますが、税制の負担軽減とこれをいかに絡めるかが大きなポイントになるのかなと思います。

実施主体の、土地を持っている人の話ですが、特に民有地で固定資産税とかの税金がかかる土地だと、その場所が使えなくて、さらに自分たちで保全をして、なおかつ税金もかかるとなると、そのような形でこのまま保全していくかという話があって、実際税金がかかるとなかなか場所をそのままにしておけないという話も聞いています。まず取っ掛りとして自然共生サイトとして残せるかどうかの部分で、固定資産税の軽減とか、既に特別緑地保全地区や生産緑地の制度がありますけれども、そのようなものと絡めるのか別で考えるのか、そのような面で土地を持っている人の負担軽減というか、最初の障壁を取り除いてあげる部分が必要のかなと思っています。

あとは、税金の話でいうと、認定制度の支援主体も、企業版ふるさと納税もあればほとんど自分たちの負担なしに結果的にできることで最近では大分浸透してきています。こちらの証書を発行した人のメリットとして、税金面での軽減やメリットを受けられるとなると、結構実のあるものになるのかなと思いますので、なかなか難しい話ではありますが、税金と絡む部分は大切な視点としましたのでコメントしました。

- **石井座長** 佐藤留美委員お願いします。ここで切りますので、よろしくをお願いします。
- **佐藤（留美）委員** 貢献証書については皆さんがおっしゃっているので、私としてもこの証書をどう活用できるのかという活用イメージがもっと明確になるといいと思いました。

インセンティブについては大きく2点ですが、インセンティブをどういうふう
に地権者が使えるかが気になって、緑地の地権者はいろいろな悩みを抱えていて、その悩みを解決することに使えるようにしていく。今回、その他の取組促進案他補助金いろいろあるのですが、実際そのように集まったお金をどのようによい形で使えるようにする流れ、ストーリーをうまく作っていくことが必要だと思います。

緑地の地権者がこれから OECM を取ろうという気持になるためにも、OECM の認証を取ると認証を取っていないときよりもメリットがある。緑地の管理はそれだけでお金だけではなくていろいろな意味で大変なところがあるけれども、OECM の認証を取ると、それが非常によい形で緑地の管理に生かされていくということにつながっていくといいなと思います。

地権者の人たちと私たちは非常にいろいろな話をします。何が悩みかというところですが、私たちが把握しているのは大きく 3 つあります。1 つは緑地への理解、内外への理解なので普及啓発をどうしていくのかを皆さん悩んでいるわけです。OECM を取っている取っていないは別にして、どう自分たちの緑地をよい形で皆さんに伝えていけるのか。大学であれば大学は学生に来てもらいたいのので、ブランディングに使っていくとか、学生に緑地の良さを分かってもらって、それが入学動機になっていくとか、そのようなことも話していたのですが、そのようなブランディング、企業で言うと企業イメージのアップとか、それによっていろいろな協賛や費用も集めやすくなることがあると、理解やブランディングということであれば、取ったから誰も知らないではいけないので PR サポート、広報サポートも今回書いてあるかと思うのですが、行政はもちろんですが環境 NGO や NPO また JBIB など企業や業界団体などもありますし、皆で一緒に盛り立てていく仕組みをセットとして考えていくことが必要かと思います。

2 つ目が緑地環境の健全な維持を皆さん非常に考えています。というのが今緑地は放っておくとどんどん荒廃してしまっていて、安全性に非常に不安を持っています。きちんと保全管理をしていけば問題がないけれども、放っておくことでいろいろな弊害が出てきます。これが OECM 認証によってモニタリングを定期的にしていくことや、確認できる専門家が来てくれることで、素人だと分からないところも自信を持って、安全性は大丈夫ですとか、こうしますと言えることが出てきます。そのようなことで、インセンティブとしてサポート体制がしっかりあるということが非常に大きなことだと思います。

3 つ目は地域貢献、緑地を持っていることを地域のために活用していきたいと皆さん言っています。緑地の意義を理解していただいて、かつ地域の環境教育などに使っていただきたいと思っています。ただそのようなときに、どう地域と連携していったらいいのかも分からないし、例えば保全活動に参加してくれるとい

っても、安全面に不安があったり、マネジメントの仕方が分からないのです。パートナーシップマネジメントが分からないというところがあるので、野外活動リスクもありますし、企業なら社員の人がそこで保全活動をするのもありますし、インセンティブとしてサポート体制の中でも、地権者のニーズや地域の特性に応じたマネジメントの仕組みをしっかりと作って、地域の人も喜び、それが保全につながって地域全体の活性化につながる状況を作っていくことが必要だと思います。そうやってOECMを取ると地権者の悩みが解決できるというと思います。

今回インセンティブをこれからいろいろ調査すると思いますが、是非地権者に実際ヒアリングをして、どういうことに悩んでいるのかそこを体現する形にする、いい認証の促進につながると思います。

長くなりました。もう1点簡単に言います。最初の頃から申し上げていますが、点在している緑地をどのように認証していくかという今後の認証のあり方にもつながるのですが、都市近郊の里地里山や新田開発、私の地域などは非常に虫食い状になっていて、本来なら屋敷林や農地がセットになって生物多様性の向上になっていくのですが、地権者もばらばらであったり、虫食いを埋めていけば生物多様性に非常に大きな効果があるけれども虫食いのままだとそれもなくなってしまって、そこをすくい取る仕組みが足りないのかなと思います。

都で農の風景育成地区制度などもあります。そのような制度とも連携したり自治体と連携していく、そのときインセンティブをどのように地権者もばらばらな中でつけていくのか、支援したい人もたくさんいるので、その支援の流れをどう作っていくのか、そのあたりも今後の議論に入れていただけたらと思います。

- **石井座長** 土屋委員も御発言がありますか。少し厳しくなったので簡潔にお願いします。
- **土屋委員** 非常に短く言います。1つ、これはもしかしたら環境省の回答があるかもしれないですが、神戸大の佐藤委員から自然共生サイトについてOECMになったのかどうなのかを明示したほうがいいのではないかという話があって、恐らく国際的に言うとそちらの方がいいと思うのですが、御承知のとおり保護地域の中心が日本の場合自然公園ですが、自然公園はいわゆる地域制をとっていて、自然公園の中にも事実上民間の取組がたくさんあるわけで、そういうところがスポイルされてしまう危険性もあるのではないかと思います。自然共生サイトはそのよ

うな意味も含めて両方を含めてということになっているところがあって、その辺について環境省はどう考えているかというのが1点です。

もう1つ、企業版ふるさと納税制度ですが、これは先ほど高川委員からありましたように非常にいい制度だと思いますが、ネックは今のところ期限が限られています。これについて見通しを環境省にお聞きするのは本筋ではないかもしれませんが、どうお考えかというのをお聞きしたいです。

- **石井座長** 本当にたくさんいただきました。渡邊補佐、全部は難しいかもしれませんが、限られた時間ですがよろしくお願いします。
- **渡邊室長補佐** そうですね。時間の都合上、先に御質問として頂いたものだけ回答をした後に、意見について本当はお一人お一人に御礼を言いたいのですがなかなか難しそうなので、共通で頂いた意見もあるので、答え切れるか分かりませんが、まとめてこちらの意見を言わせていただく形にしたいと思います。

質問を頂いた中で1つあったのは、佐藤委員と最後土屋委員から頂いた自然共生サイトの認定証はイコール OECM 登録の証明ではないのか、そこをどう考えているのかとあったのですが、それについては小林補佐から回答します。

- **小林課長補佐** 自然共生サイト認定は御承知のとおり保護地域に既になっているところか、今後認定によって OECM に登録されるかのどちらかになります。よって保護地域になっているところであれば、証明という観点で言えば自然共生サイト認定と同時にそこは保護地域となっているので、同時の証明はできると考えています。

OECM は登録するための事務作業としてのタイムラグという部分で、自然共生サイト認定のその瞬間時点にすぐにワールドデータベースに登録されているかというところ、それは期間が空くと思いますので、証明のための時間をどうするかというところなのかなと思います。見込みですとか、自然共生サイトになった時点で証明書を出すか、そのタイムラグを考えていきたいと思います。

最後に土屋先生がおっしゃったように、保護地域で自然公園になっているところは決してだめというわけではなくて、そこは保護地域ですということを明示できるので、自然共生サイト認定になってさらに保護地域ですということを説明していける形でPR していくことになると思います。

- **渡邊室長補佐** 他に御質問としていただいたのは、広田委員から貢献証書制度に

ついて、発行主体は国か民間か既存の機関か新規か、そのコストは公的資金か、民間資金でまかなうのかとのことでしたが、現時点で決定しているものではありませんが、証書制度の中で触れましたとおり、このような制度を作るにあたって信頼性が大事というところはあると思うので、国あるいは国から委託をした民間の機関のいずれかを想定するのかなど、現時点そのような形で想定しています。

それが既存の機関なのか新規なのかというところについては、そこは何か想定していることはありません。コストが公的資金になるか民間資金でまかなうのかについても、現時点それを国でやるのか国が委託する機関でやるかによって変わってくると思いますし、あるいは初期の頃は公的資金で、ゆくゆくは民間資金で運用する部分を作るとか、そのような時間軸でも変わってくる部分があるかもしれません。そこはまだ想定の範囲というのが現時点での回答となります。

もう1点質問で、農水省の制度などです。渡辺委員からもありましたが、里地里山のような別の事業制度に関しても加点措置は考えられるかということですが、その他のインセンティブの中でも他制度との連携はやりたいと書いたのですが、そのような中で他の省庁も含めて、本当にこれからの相談ではありますが、関連する制度の中で加点措置なども含めて連携が取れないかというところは是非相談して、連携が図れる部分は図りたいと今考えているところです。

最後もう1つ質問で、土屋委員から内閣府の企業版ふるさと納税に関する制度の見直しについてありましたが、おっしゃるとおりで、私共から答えられることではないのですが、令和6年度で、今回ももともと期限が来たものを延長して6年度に延びているところがあるので、私たちの判断ではないのですが、令和6年度以後ももし内閣府で延長がされれば延長の可能性はあると思っていますし、そのためには使われているニーズがたくさんあるという事実がすごく大事なかなと思うので、私たちとしても自然共生サイトへの支援を企業版ふるさと納税を活用した良い事例としてたくさん産めるようにするのが私たちのほうでできることと考えています。

- **浜島室長** 生物多様性主流化室長の浜島です。御質問ということではなかったかもしれませんが、追加でお応えした方がいいかと考えたものについて補足します。

竹ヶ原座長、佐藤真行先生から御指摘のあった、自然資本を持つことの価値についてどういうふうに生かしてもらおうかということですが、昔から研究等もされ

ていますように、自然資本の価値評価の試みや実践はされていますが、それをどう所有者や地域の金銭的なメリットにしてもらうか非常に悩ましいところです。竹ヶ原委員からあった地域循環の経済の図は、私の理解ではエネルギーの支払として地域に既に出ているものだから取り戻すという図が描けるので、自然資本の場合、本当のお金として出ていないので、どういうふうに描いたらいいのか非常に悩ましいと思います。

別途、立ち上げているネイチャーポジティブ経済研究会、こちらは竹ヶ原先生に座長を務めていただいています。こちらでもちょうど前回悩みポイントとして出たところです。同研究会では来年度までかけてネイチャーポジティブ経済移行戦略というものを作っていこうと思っています。つまり、ネイチャーポジティブに向かうのに足りていない施策や取組を洗い出していきたいと思うので、その中でじっくり整理していくべき事項かなと思っています。

広田先生、渡辺先生から他制度との連携での支援を厚くすることについての御示唆をありがとうございます。

固有名詞を今回出していただき、引き続きいろいろアイデアを頂きたいと思えます。ただ、ここの資料にもともと書いた趣旨として、まずは環境省内での大方針として、もう何年も前から気候変動、資源循環、自然共生を統合的に進めていこうという大方針がありますので、このようなところの分野の統合の観点から実現できないかという趣旨で書いたものです。

長谷川委員から出た御質問で、セカンダリーマーケットを考えているのかについては、セカンダリーマーケットという点で、これは考えていません。貢献証書はあくまで相対でと考えています。

もう1点、長谷川委員から頂いた本業との関係のストーリー作りを証明書で証明するのは難しいのではないかの点は、これはごもつともで、資料3-2の5ページに書いたように、そちらのストーリーは支援者側あるいは貢献証書の形でなくても、サイトの証明の中で言われたことに関連して、所有者や管理者の側ですと考えると、こちらから証明することは考えていません。

一方で、高川委員や原口委員から御指摘があったように、地域への貢献、地域の自然あるいは地域の社会へ貢献のPRという意味では、地域戦略への書き込みが重要だと思っています。地域戦略は自治体の側で生物多様性地域戦略を作るも

のですが、環境省で生物多様性地域戦略の手引きの改訂を考えていますので、このようなところからアプローチできないか、地域戦略の担当の部署と相談したいと思っています。

- **渡邊室長補佐** もう1点御質問がありました。森田委員からの御質問の回答が漏れていました。申し訳ありませんでした。森田委員から海外でもこのような貢献証書制度のような事例があるかということですが、以前バンキング制度などと併せていろいろな諸外国の制度を調べましたが、何かしら法規制とのセットであるものがほとんどのもので、ボランティアな取組の中で証書制度のようなものを使っている事例は今のところ見つけられていない状況です。回答としては以上です。

- **事務局** 事務局を務めています、いであ株式会社です。何度か御質問いただいている貢献証書について何を証明するものなのかということですが、スライドにもありましたが、自然共生サイトの登録番号とそれに対して貢献をしている方に関しては枝番をつけて、それぞれを管理する形に記載をしております。

炭素クレジットでも似たような議論がありますが、ダブルカウントの防止と、権利が行使されたことを証明できるものでなければ自然共生サイトの制度そのものの信頼性を失ってしまうので、きちんと整理しておきたいという意図を持っています。そのようなところを含めての貢献証書という整理をしたところです。

- **渡邊室長補佐** 十分に全員の方、お一人お一人に御礼と回答を申し上げられずに、申し訳ありません。ただ、このようなイメージに対して今日はたくさんの御意見とアイデアを頂き、ありがとうございます。引き続き個別にでも相談などをさせていただければ大変ありがたく思います。引き続きよろしく願います。

- **石井座長** たくさんの意見が出ました。全てこれでさばけたとは思っていませんが、多分委員の皆様も言い残したこともさまざまあるのではないかと思います。後で案内があると思いますが、メール等でまた事務局にお寄せいただければと考えています。

その他ですが、委員の皆さんから議事全体を通して何かありますか。高川委員何かありますか。

- **高川委員** 農地と林地のインセンティブとして、税制優遇と既存の補助金、交付金の活用はきちんと考えて欲しいのと、もう1つ公有緑地として基礎自治体の持つ都市公園をどう入れていくかというインセンティブを是非検討いただきたい

と思います。

- **石井座長** ありがとうございます。他の委員はよろしいですか。
- **小林課長補佐** 私からすみません。資料はないのですが、現在環境省で地方環境事務所に自然共生サイト OECM に関連する人員の募集をしています。ぜひ皆さん関連する方や御興味のある方に広げていただき、この自然共生サイト来年から始まりますので、本省だけではなく地方環境事務所も含めて一緒にやっていく中で、よい方々が集まって一緒に仲間が増えていくことにしていきたいと思いますので、PR、周知のほど御協力いただければと思います。
- **石井座長** この内容は環境省のホームページに行けば出ているわけですね。
- **小林課長補佐** 環境省の採用ページに掲載しています。
- **石井座長** 他はよろしいでしょうか。時間をほんの少し過ぎてしまいました。申し訳ありません。特にならなければならぬ進行を事務局にお返しします。

3. 閉会

- **事務局・河野** 石井座長ありがとうございます。最後に事務局より連絡です。追加の御意見・アドバイスがありましたら 1 月 24 日（火）までに事務局までメール等で御連絡を頂ければと思います。

また次回、第 3 回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会は 3 月 8 日に、第 4 回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会は 3 月 22 日にそれぞれ開催を予定しておりますので、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

委員の皆様には貴重な御意見を頂き、誠にありがとうございました。また本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございました。これをもちまして、第 2 回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会及び第 3 回 30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会の合同会議を閉会いたします。ありがとうございました。

以上